

## 大分大学医学部研究推進委員会細則

平成21年3月19日制定

平成21年医学部細則第1-9号

### (趣旨)

第1条 この細則は、大分大学医学部の組織に関する規程（平成21年医学部規程第1-1号）第7条の規定により、大分大学医学部研究推進委員会（以下「委員会」という。）に関し必要な事項を定める。

### (審議事項)

第2条 委員会は、次の各号に掲げる事項を審議する。

- (1) 大分大学医学部（以下「本学部」という。）の研究に係る基本的事項に関すること。
- (2) 本学部の研究基盤の整備に関すること。
- (3) 本学部内外における共同研究の推進に関すること。
- (4) 本学部の研究の推進及び支援に係る体制の整備に関すること。
- (5) その他本学部の研究の推進に関し必要な事項

### (構成)

第3条 委員会は、次の各号に掲げる委員をもって構成する。

- (1) 副学部長（研究担当）
- (2) 本学部における国立大学法人大分大学研究戦略・推進委員会の構成員
- (3) 医学科の教授 8人
- (4) 看護学科講座主任
- (5) 先進医療科学科の教授 1人
- (6) その他学部長が必要と認める者

2 前項第3号、第5号及び第6号の委員は、学部長が指名する。

### (任期)

第4条 前条第2項の委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 欠員を生じた場合の補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

### (委員長)

第5条 委員会に委員長を置き、副学部長（研究担当）をもって充てる。

2 委員長は、委員会を招集し、その議長となる。

3 委員長が欠けたとき、又は事故があるときは、あらかじめ委員長の指名する委員がその職務を代行する。

### (会議)

第6条 委員会は、委員の過半数の出席がなければ議事を開くことができない。

2 委員会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(議事の特例)

第7条 前条第1項の規定にかかわらず、委員長が、定例的若しくは軽易な事項又は緊急その他やむを得ない事由であると認める場合で、書面又は電子メールにより委員会を開催する必要があると認めるときは、議事を開き、議決することができる。

2 前項の議事については、前条第2項の規定を準用する。この場合において、「出席した委員」とあるのは当該議事に参加した委員とする。

3 第1項の場合において、委員長は、当該議事の結果について次の委員会において報告しなければならない。

(代理出席)

第8条 委員長は、委員が都合により出席できないときは、委員からの申出により、代理者の出席を認めることができる。

(委員以外の者の出席)

第9条 委員会が必要と認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ、説明又は意見を聴くことができる。

(専門委員会)

第10条 委員会に、必要に応じて専門委員会を置くことができる。

2 専門委員会に関し必要な事項は、別に定める。

(事務)

第11条 委員会の事務は、医学・病院事務部経営戦略課において処理する。

(雑則)

第12条 この細則に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、別に定める。

附 則 (平成21年医学部細則第1-9号)

1 この細則は、平成21年3月19日から施行する。

2 この細則施行の前日に任命されている第3条第1項第3号及び第5号の委員は、この細則により選考されたものとみなし、その任期は、第4条の規定にかかわらず、なお、従前の例による。

3 大分大学医学部研究推進委員会規程(平成17年医学部規程第1-12号)は、廃止する。

附 則

この細則は、令和2年4月1日から施行する。

附 則（令和2年医学部細則第1－3）

この細則は、令和2年8月24日から施行する。

附 則（令和5年医学部細則第1－4号）

この細則は、令和5年4月1日から施行する。

附 則（令和5年医学部細則第1－12号）

この細則は、令和5年10月1日から施行する。

附 則（令和6年医学部細則第1－3号）

この細則は、令和6年4月1日から施行する。